

附則（平成31年2月25日予防課通知第30-6号）

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

この指針は、この指針の施行日以降に新たに設置され、又は変更される部分について適用する。

附則（令和2年2月25日置広組消本発第280-68号）

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月15日置広組消本発第280-85号）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月16日置広組消本発第280-55号）

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月1日置広組消本発第280-47号）

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年2月16日置広組消本発第280-43号）

この指針は、令和6年4月1日から施行する。